

新宿区教育委員会会議録

## 令和 7 年第 2 回臨時会

令 和 7 年 5 月 2 8 日

新宿区教育委員会

## 令和7年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和7年5月28日（水）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時43分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

|       |         |          |         |
|-------|---------|----------|---------|
| 教 育 長 | 針 谷 弘 志 | 教育長職務代理者 | 古 笛 恵 子 |
| 委 員   | 年 綱 和 代 | 委 員      | 鴨 川 明 子 |
| 委 員   | 的 場 美規子 |          |         |

### 欠席者

委 員 星 野 洋

### 説明のため出席した者の職氏名

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 次 長         | 遠 山 竜 多 | 中 央 図 書 館 長 | 山 本 秀 樹 |
| 教 育 調 整 課 長 | 徳 永 創   | 教 育 指 導 課 長 | 坂 元 竜 二 |
| 統 括 指 導 主 事 | 池 田 知   | 教 育 支 援 課 長 | 菊 地 ゆ み |
| 統 括 指 導 主 事 | 辻 慎 二   | 学 校 運 営 課 長 | 高 橋 和 孝 |

### 書記

|               |         |               |         |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 教 育 調 整 課 主 査 | 古 市 将 貴 | 教 育 調 整 課 係 長 | 大 原 颯 人 |
|---------------|---------|---------------|---------|

## 議事日程

### 議 案

- |       |           |                                                                      |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 2 7 号議案 | 新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（案）に関する意見について                    |
| 日程第 2 | 第 2 8 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について                                |
| 日程第 3 | 第 2 9 号議案 | 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則                                 |
| 日程第 4 | 第 3 0 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則                           |
| 日程第 5 | 第 3 1 号議案 | 新宿区幼稚園職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則                                        |
| 日程第 6 | 第 3 2 号議案 | 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 7 | 第 3 3 号議案 | 令和 7 年度新宿区一般会計補正予算（第 2 号）（案）に関する意見について                               |
| 日程第 8 | 第 3 4 号議案 | 令和 7 年度新宿区一般会計補正予算（第 3 号）（案）に関する意見について                               |
| 日程第 9 | 第 3 5 号議案 | 教育財産の用途廃止について                                                        |

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会します。

本日の会議は、星野委員が欠席していますが、定足数は満たしています。

本日の会議録の署名者は、的場委員にお願いいたします。

○的場委員 承知しました。

---

- ◎ 第27号議案 新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第28号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- ◎ 第29号議案 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第30号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第31号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第32号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第33号議案 令和7年度新宿区一般会計補正予算（第2号）（案）に関する意見について
- ◎ 第34号議案 令和7年度新宿区一般会計補正予算（第3号）（案）に関する意見について
- ◎ 第35号議案 教育財産の用途廃止について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第27号議案 新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第28号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第29

号議案 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則」、  
「日程第4 第30号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第31号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第32号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第7 第33号議案 令和7年度新宿区一般会計補正予算（第2号）（案）に関する意見について」、「日程第8 第34号議案 令和7年度新宿区一般会計補正予算（第3号）（案）に関する意見について」、「日程第9 第35号議案 教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第27号議案から日程第6 第32号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、日程第7 第33号議案及び日程第8 第34号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

最後に、日程第9 第35号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第33号議案及び第34号議案は、令和7年第2回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第33号議案及び第34号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第33号議案及び第34号議案は、非公開により審議するものとします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第27号議案から第32号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第27号議案 新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（案）に関する意見について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、国家公務員等の旅費に関する法律等の改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

区議会においては、同内容の条例改正をまとめて1つの議案として提出するものですが、

この議案のうち、教育に関する事務について定めるものとして、新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例と、新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例に関する改正内容について、教育委員会の意見を述べるものでございます。

改正内容について御説明いたします。

改正内容としては、国家公務員等の旅費に関する法律等が改正され、旅費の種目が変更となりました。これに伴い、法改正と同様の内容で種目の名称を改めるものでございます。

それでは、第27号議案を御覧いただきまして、1枚おめくりいただきますと、新旧対照表が出てまいります。

まず、新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

費用弁償について規定しております第5条につきまして、「種類」を「種目」に改め、名称についても、下線部のとおり改正するものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行いたします。

また、第2項として経過措置について規定しておりまして、この条例による改正後の条例の規定は、施行日以後に出発する旅行、及び施行日前に出発し、かつ施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち、施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による旨を規定してございます。

もう一枚おめくりいただきますと、こちらは新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の新旧対照表でございます。

こちらにつきましても、下線部のとおり改正するものでございます。

附則につきましては、先ほどと同様の内容となっております。

では、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第27号議案の提案理由でございます。

新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第28号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の

改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容について御説明いたします。

妊娠、出産について、新宿区職員の育児休業等に関する条例に規定する申出をした職員に対して、出生時両立支援制度と育児期両立支援制度等の周知・意向確認を行うことなどを規定するものでございます。

第28号議案を御覧いただけますでしょうか。1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

中段以降の下線部でございますが、第18条の5として、妊娠・出産等について申出をした職員に対する意向確認等として、新たに規定を新設するものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和7年10月1日から施行いたしますが、附則第2項の経過措置につきましては、公布の日から施行いたします。

この附則第2項の内容といたしましては、施行日前においても、本改正による改正後の条例第18条の5第2項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる趣旨となっております。

それでは、議案の1ページ目を御覧いただきまして、第28号議案の提案理由でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第29号議案 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容について御説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律において、これまでの「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」に改めることとなりました。そのため、本規則中のスクール・コーディネーターの欠格条項について、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、文言の整備を行います。

附則でございますが、この規則は、刑法等の一部を改正する法律の施行に併せて、令和7年6月1日から施行いたします。

なお、この後御説明いたします第30号議案から第32号議案まで、同様の趣旨の改正となっております。

それでは、第29号議案の議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただきたいと存じま

す。新旧対照表でございます。

第3条第1号を御覧ください。スクール・コーディネーターの欠格条項について、現行の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

なお、第8条は所要の規定の整備でございます。

附則となりますが、この規則は令和7年6月1日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第29号議案の提案理由です。

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第30号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、先ほど同様に刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第30号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

第29条第3項第1号を御覧ください。

幼稚園教育職員のリフレッシュ休暇の承認についての規定でございますけれども、下から4行目、現行では「禁錮以上の刑の場合を除く。」とされていますところ、これを「拘禁刑以上の刑の場合を除く。」に改めます。

1枚おめくりいただいて、様式第2号の2の改正後の様式と、もう1枚おめくりいただいたページにあります、改正前の様式を御覧ください。こちらは、所要の規定の改正でございます。第5条の2第4項で規定されている幼稚園教育職員の休憩時間の変更承認等申請書の様式の整備を行うものでございます。

附則となりますが、この規則は令和7年6月1日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第30号議案の提案理由でございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第31号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

こちらも議案概要にありますように、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の

改正を行うものでございます。

第31号議案を御覧いただき、こちらにも2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

第9条第3項では、幼稚園教育職員に対し、期末手当の支給を一時差し止める処分の説明書の様式を規定しています。

1枚おめくりいただき、様式第3号の改正後の様式と改正前の様式を御覧ください。

中段付近にございます、元々「禁錮」だったものを、改正後の様式で「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則になりますが、この規則は令和7年6月1日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第31号議案の提案理由です。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第32号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

こちらにも、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

第32号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

第7条を御覧ください。これは小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、公務災害休業補償を行わない場合に関する規定でございますけれども、現行の「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

附則でございますが、この規則は令和7年6月1日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第32号議案の提案理由です。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。順に討論及び質疑をしていきたいと思っております。

初めに、第27号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第27号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第27号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第28号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第28号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第28号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第29号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第29号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第30号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第30号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第31号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第31号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第32号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第32号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第32号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

---

### ◎ 第35号議案 教育財産の用途廃止について

○教育長 それでは、第35号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第35号議案 教育財産の用途廃止について」御説明いたします。

議案を1枚おめくりいただきまして、今回用途廃止する教育財産について御説明いたします。

まず、1の校舎建替えに伴う後退部分の区域編入についてです。

物件の表示は、名称が新宿区立牛込第一中学校、種類は土地でございます。

土地の表示でございますが、所在、地目、地積について記載のとおりでございます。

次に、2の用途廃止年月日と3の区長への引継ぎ年月日につきましては、いずれも令和7年6月1日です。

4の用途廃止理由は、校舎建替えに基づき整備する道路後退部分について、区道として財産を整理する必要があるためでございます。

2枚おめくりいただきまして、参考資料でございますけれども、本件は、牛込第一中学校敷地の西側に関するものであることを、こちら参考資料でお示しした上で、1枚お戻りいただいて、A3判の区域変更図を御覧ください。

左側の図が今回用途廃止に関係する区道を示しており、赤色の部分が用途廃止する箇所でございます。当該区道は、牛込第一中学校の敷地西側に位置しておりますが、幅員が4メートル確保できておらず、既存不適格となっている箇所があり、今回、牛込第一中学校建替えに併せて拡幅するため、教育財産の用途廃止を行って区域編入を行うものでございます。

それでは、議案の1枚目にお戻りいただきまして、第35号議案の提案理由でございます。

校舎建替えに基づき整備する道路後退部分について、区道として財産を整理する必要があるためでございます。

議案についての説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第35号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第35号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第35号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

○教育長 次に、本日の日程では、予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

## ◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 2時43分閉会